

第7期
練馬区高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
(平成30～32年度)

～国の検討状況について～
(平成28年6月末時点)

平成28年7月27日

第4回練馬区介護保険運営協議会

0. はじめに

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

① 高齢者保健福祉計画

- ・ 高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定

② 介護保険事業計画

- ・ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定
- ・ 国が定める基本指針を踏まえた策定が必要

(2) 計画策定にあたり、押さえるべき国の会議

① 社会保障審議会介護保険部会

- ・ 介護保険制度の施行状況を踏まえ、介護保険制度に関する課題及びその対応方策等について議論するために社会保障審議会に設置された専門部会

② 全国担当課長会議（介護保険、高齢者保健福祉）

- ・ 計画策定にあたる調査や推計ツール、基本指針等が国から自治体に対して示される会議

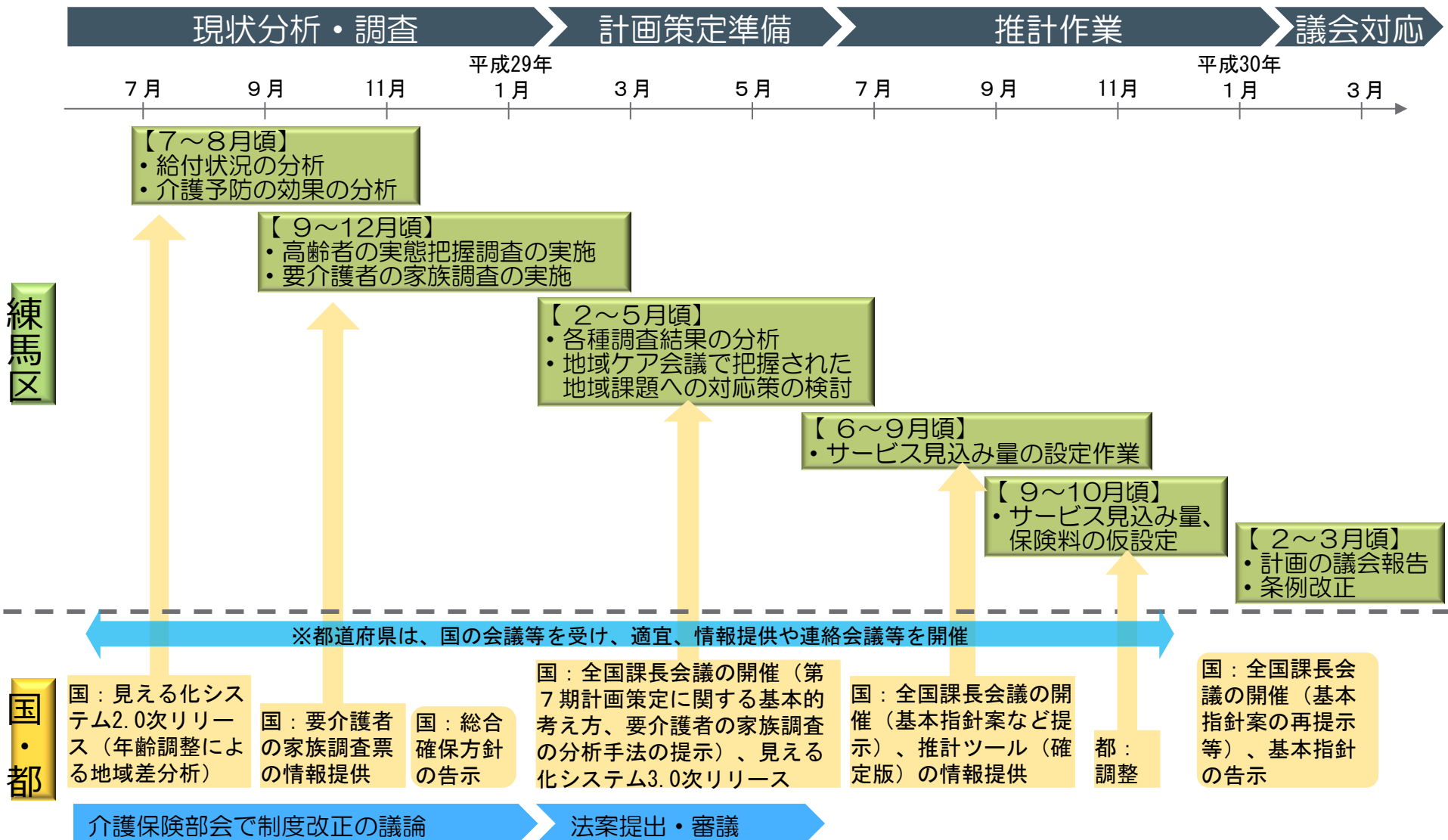
(3) 本日のご説明範囲

1. 第7期策定スケジュール（案）
2. 第7期策定にあたり、国が実施を求めている調査
3. 介護保険料の推計算定ツール（地域包括ケア「見える化」システム）
4. 介護保険部会の検討動向（概要）

○主な出典

- 1～3 : 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（3月7日）
- 4 : 社会保障審議会介護保険部会（2月17日、6月3日）

1. 第7期計画策定スケジュール（案）



2. 第7期計画策定に係る調査①

ア. 介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握するための調査

(1) 実施の背景

- ① 政府では、一億総活躍社会の実現に向け、「2020年代初頭にやむを得ず介護を理由に離職される方をなくす」という目標を掲げ、介護離職ゼロに関する各種取組を推進中
- ② 介護離職ゼロの実現に向けては、在宅サービスや施設サービスの充実、介護人材の確保とともに、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方とは何かとの観点から、第7期以降の事業計画に、サービスの種類ごとの「量の見込み」を定めていくことが必要

(2) 試行調査の概要

国では、介護離職との関係も含めた地域の介護ニーズを把握するための調査手法を調査研究中

目的

本人の状況や支援・サービスの利用実態・ニーズ、主な介護者の状況などを把握し、主に「本人の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の両立を支える支援・サービスの在り方の検討などの検討に資する基礎資料とする

調査手法

下記、2つの調査手法が考えられる

- ① 認定調査員による聞き取り調査
- ② 郵送調査

調査対象

在宅で生活している要支援・要介護認定者

ポイント

- ① 要介護認定データの活用を前提とした調査設計
⇒客観的データに基づいた分析、設問数の削減
- ② 客観的な実態把握・分析
⇒どのようなサービスを利用している介護者が、実際に就労を継続できているか等、客観的な実態に基づいた分析が可能
- ③ 「量の見込み」を検討する基礎資料
⇒調査・分析結果を元に、どのようなサービスが必要か、地域ごとに検討

2. 第7期計画策定に係る調査②

イ. 日常生活圏域ニーズ調査

(1) これまでの流れ

- ① 第5期及び第6期計画策定時には、地域の高齢者の身体機能の状況、閉じこもり、認知症等のリスク要因などの実態把握に着目した支援ツールとして「日常生活圏域ニーズ調査票」と調査結果を集計する「生活支援ソフト」を配布
- ② 従来 of 調査に対しては、次のような指摘がある
 - ・ 調査項目が多く、調査対象者の調査負担が大きい
 - ・ 調査の対象状態像が不明確
 - ・ 調査結果から日常生活圏域ごとのサービス目標の設定方法が分からない

日常生活圏域ニーズ調査とは

- ・ 主に生活機能面から地域に在住する高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスや権利擁護などの各種福祉サービスを提供するために行うもの
- ・ 調査結果を日常生活圏域ごとにまとめることによって、地域の高齢者の生活状態からみた課題、各サービスニーズを把握し、計画に反映する
- ・ 計画の実行段階では、個別に対応・アプローチするための基礎資料として、調査結果（回答内容及び生活機能ごとの評価結果）を有効活用できる

(2) 第7期計画に向けた変更点

総合事業の全国展開も見据えて、以下の事項について検討

- ① 調査票の簡略化とともに、要介護状態になる前 of 高齢者の要介護度の悪化につながるリスクの発生状況及び要介護状態の悪化に影響を与える日常生活の状況の実態把握に特化した調査票の作成
- ② 日常生活圏域内での地域支援事業等の展開や地域ケア会議での活用を踏まえながら、第7期計画にもつなげていくための実態調査の在り方に関する手引きの作成の検討

3. 地域包括ケア「見える化」システム

(1) 見込み量等の推計のこれまでの流れ

- ① 介護給付等対象サービスの見込み量等の推計については、各保険者で責任を持って推計することが原則
- ② 国では、計画策定期間毎に介護保険事業計画用ワークシートに基づいて一定の推計方法等を示してきた

(2) 第7期計画における推計方法

- ① 第7期計画策定の支援として提示する推計ツールは、地域包括ケア「見える化」システム内の「将来推計機能」として実施
- ② 今後、2.0次リリース（平成28年7月予定）、3.0次リリース（平成29年3月予定）と段階的に提示される予定

地域包括ケア「見える化」システムとは

- ・ 都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム
- ・ 介護保険関連の情報、地域包括ケアシステム構築に関する様々な情報が一元化されており、グラフ等を用いた見やすい形で提供されている
- ・ システム利用の主な目的は、下記の通り
 - ① 地域間比較等による現状分析⇒自治体の課題抽出をより容易に
 - ② 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照⇒自らに適した施策の検討が容易に
 - ③ 一元化された情報⇒関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有でき、自治体間・関係部署間の連携が容易に

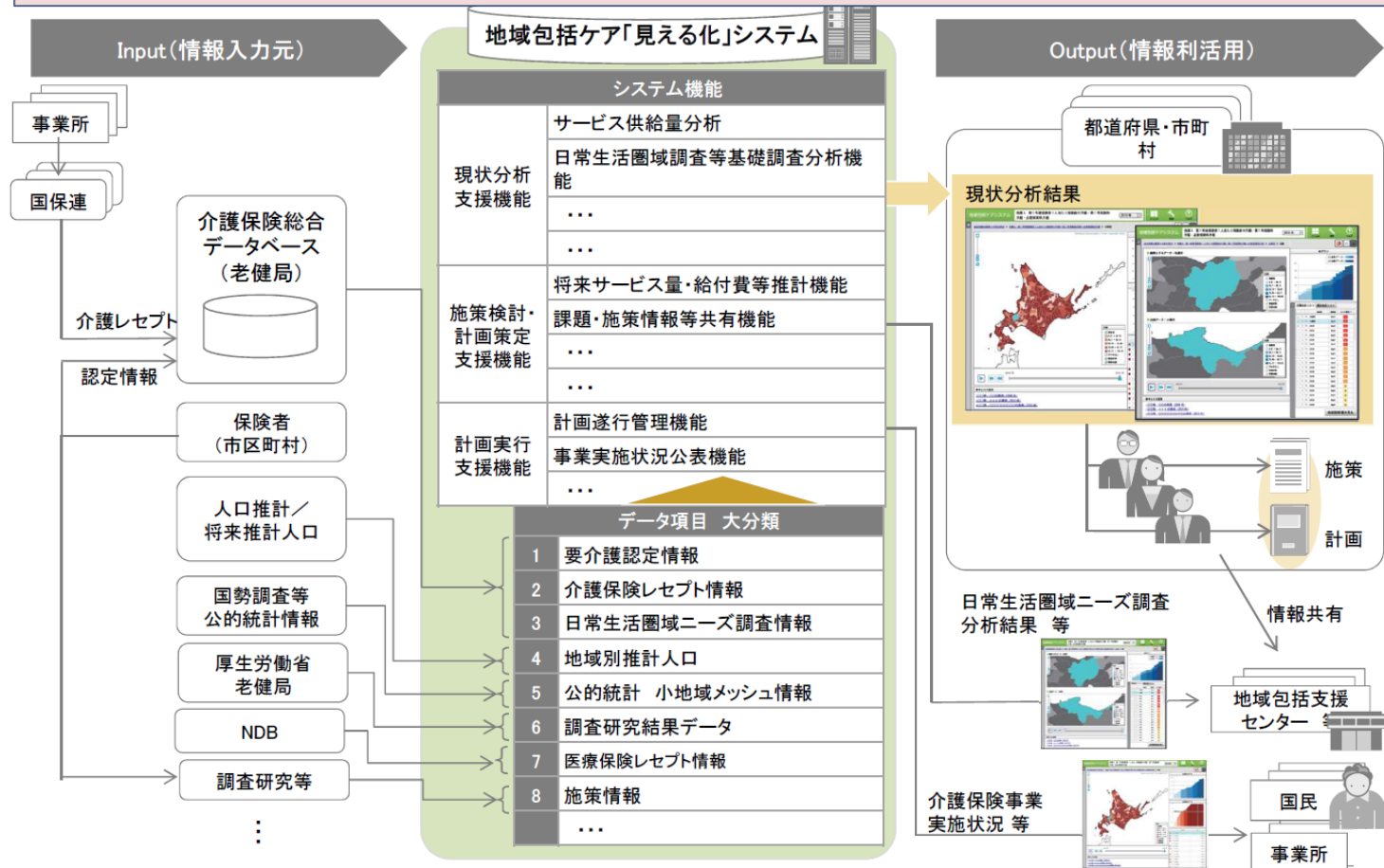
(3) 将来推計機能の概要

- ① 2.0次リリース（平成28年7月予定）
⇒第6期計画のデータを基に、一連の将来推計機能の操作フローを実装した操作練習用の推計ツール
※概ね平成29年度に集中する推計作業を円滑に執り行えるよう、操作練習用の推計ツールとして提示
- ② 3.0次リリース（平成29年3月予定）
⇒2.0次リリースに対する意見や第7期計画策定に関する基本指針骨子案等の提示を踏まえた、第7期計画用の推計ツール（暫定版）
- ③ 制度改正等に対応した確定版
⇒平成29年度中の早い時期に情報提供予定

3. 地域包括ケア「見える化」システム<参考>

介護保険総合データベースの活用（介護・医療関連情報の「見える化」の推進）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・二次医療圏・老人福祉圏・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有（「見える化」）するためのシステムの構築等を推進する。



4. 社会保障審議会介護保険部会の検討動向（概要）①

○ 介護保険制度の見直しにあたっては、これまでの制度改正等の取組を更に進め、下記2点に取り組むことが重要

（1）地域包括ケアシステムの推進、（2）介護保険制度の持続可能性の確保

（1）地域包括ケアシステムの推進

① 地域の実情に応じたサービスの推進（保険者機能の強化等）

議

- i) 保険者等による地域分析と対応
- ii) ケアマネジメントのあり方
- iii) サービス供給への関与のあり方

② 医療と介護の連携

議

- i) 慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方
- ii) 在宅医療・介護の連携等の推進

③ 地域支援事業・介護予防の推進

議

- i) 地域支援事業の推進
- ii) 介護予防の推進
- iii) 認知症施策の推進

④ サービス内容の見直しや人材の確保

議

- i) ニーズに応じたサービス内容の見直し
- ii) 介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）

（2）介護保険制度の持続可能性の確保

① 給付のあり方

- i) 軽度者への支援のあり方
- ii) 福祉用具・住宅改修

② 負担のあり方

- i) 利用者負担
- ii) 費用負担（総報酬割・調整交付金等）

（3）その他の課題

- i) 保険者の業務簡素化（要介護認定等）
- ii) 被保険者範囲 等

議

…部会で一度議論がなされている項目。
今後、さらに議論が重ねられ、年末までに、「介護保険制度の見直しに関する意見」としてまとめられる予定

4. 社会保障審議会介護保険部会の検討動向（概要）②

○ 介護人材の確保（生産性向上、業務効率化等）

（1）現状と課題

① 介護人材の確保

- 都道府県推計に基づく2025年の介護人材の需給ギャップ（見込み）は37.7万人
- 介護離職ゼロを掲げ、2020年台初頭までに約25万人の介護人材の確保を目指す

② 介護の生産性向上・業務効率化等

限りある人材の有効活用と介護の質を低下させずに現場の業務負担の軽減を図る観点から、生産性の向上・業務効率化や介護人材の専門性の発揮等が重要

- i) ロボット・ICT等の新しい技術を活用した生産性の向上等
 - 介護記録の作成・保管等のICT化により、間接的業務所要時間の削減
 - ICTの導入にあたっての業務全体のプロセスの見直しにより、業務を効率化することも必要
 - ロボット技術の活用により、業務負担の軽減
 - 事業者が内部作成する文書・行政への提出文書のあり方の見直しが必要
- ii) 介護人材の専門性の発揮
 - 各サービス施設・事業所の管理者が考える介護の各業務に求められる専門性と実際の介護職員の業務実態との間に差が生じているとの調査研究結果がある（サービス種別による違いはある）

（2）論点（抜粋）

- ロボットやセンサー等の新技術を利用者に対するサービス向上や労働環境改善につなげるための取組
- 個々の事業者レベルでICT活用を促進するための方策
- ICTによる業務の効率化を進めるにあたり、適切な制度運用に必要とされる文書を精査する上で、自治体が求める書類のあり方に対する考え方（業務効率化の観点や地方分権の観点等も踏まえる）
- 介護人材の類型化・機能分化による介護職の専門性を活かす取組を踏まえ、介護サービスの内容や施設・事業所のあり方に対する考え方
- 介護人材の専門性や能力の向上の観点から、施設・事業所における介護職員の業務管理や研修・技術指導など人材育成のあり方の考え方。事業者における介護業務の手順の明確化に対する考え方
- 上記の他、処遇改善を含め、介護人材の確保策に関する方策